

原著論文

野外活動のスポーツ特性と環境教育的課題

東原昌郎

東京学芸大学健康・スポーツ科学学科

A Study on Environmental Subject of Outdoor Activities

Masao TSUKAHARA

Department of Health and Sport Sciences

Tokyo Gakugei University

(受付日 1995年8月31日・受理日 1996年3月12日)

Outdoor activities were legally acknowledged as sport by 'Sport Promotion Law 1961'. Their notable characteristics as sports are being done in natural environment and the lack of written rules which is applied to them universally. The latter characteristic is important for the promotion of 'Sport for All' movement as it gives easy access to 'all' people.

In proportion to the increase of their population, social criticism from the standpoint of environmental education is growing against the destruction of natural environment. It seems to be caused by the lack of written rules, and there is a possibility that participation to the outdoor activities is restricted by law because the environmental problem is one of the most important and urgent ones on the earth.

Sport should be performed following two types of rules, the written and the unwritten, and the latter includes moral and ethical standards. Because of the lack of written rules, outdoor activities should hold unwritten rules in respect, and if the improvement of natural environment is aimed, unwritten rules must correspond mainly to the environmental ethics.

To keep the status as sound sport, the biggest environmental subject of outdoor activities is to elevate and practice the environmental ethics positively.

Key words : environmental ethics, outdoor activities, rules, sport

1. 緒言

社会教育法(1949, 1957改正)第2条(社会教育の定義)は「この法律で『社会教育』とは、…主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう」として、学校の教育課程として行われる学校体育以外のスポーツを「日本史上初めて法規の対象下に入れた」が、同法における社

会教育の枠内でのスポーツの位置は「言わば『間借り』的な存在」であった(内海, 1993)。これに対して、初のスポーツ独自法であるスポーツ振興法(1961)はスポーツに対する社会的認識を堅固にするとともに、第2条(定義)で「この法律において『スポーツ』とは、運動競技及び身体運動(キャンプ活動その他の野外活動を含む。)であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいう。」として、野外活動を法のもとで初めて

スポーツとして認知した。

高度経済成長期以降、余暇時間の増大、身体活動の機会の減少、自然環境の悪化等の生活環境の変化とともに、スポーツ志向、健康志向、自然志向が強まり、自然環境を背景として行われる野外活動はスポーツとして以外に野外教育や環境教育の場としても活用されてきた。しかし、活動空間の拡大、活動種目の多様化、活動人口の増加に伴って生じる、野外活動による自然環境の破壊に対する環境教育的視点からの批判も増えつつあり、このことは他の多くのスポーツ種目が生涯学習の一環である生涯スポーツとして肯定的に受容される中であって特異な状況である。また、環境問題は1970年代以降の全地球的課題となり、自然環境の破壊を慎むべきことは社会的合意事項であり、現状が放置されれば法的規制によって野外活動への自由な参加が制約される可能性も考えられる。

本研究はスポーツ振興法を根拠として野外活動をスポーツとしてとらえ、批判を招きつつある特異性の要因をスポーツとしての野外活動の種目特性に求め、野外活動が社会的賛同を得ながらスポーツとして存続するための課題を環境教育的視点から考察する。

2. 野外活動と自然環境

野外活動という用語を初めて用いた公文とされる「社会体育指導要項」(文部省, 1951)は、野外活動の内容として、野外の食事、ハイキング、ピクニック、日帰りのキャンピング、もみじ狩、お花見、潮干狩等を示している¹¹⁾。また、スポーツ振興法第10条(野外活動の普及奨励)は、「国及び地方公共団体は、心身の健全な発達のために行なわれる徒歩旅行、自転車旅行、キャンプ活動その他の野外活動を普及奨励するため、コースの設定、キャンプ場の開設その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」としている。すなわち、社会体育の指針として野外活動のイメージを初めて公的に示した前者でも、野外活動をスポーツとする法的根拠である後者でも、野外活動の内容としては主として陸上での無雪期の活動が例示されている。しかし、今日野外活動の内容は

これらに比較して遙かに多彩であり、その具体的な内容は次のような分類¹²⁾を試みることによって知ることができる。

- (1) 身体的野外活動：登山、キャンプ、サイクリング、ハイキング、スキー、スケート、ダイビング、カヌー、水上スキー、ハンググライダー、スカイダイビング等の身体運動を中心とする活動
- (2) 知的野外活動：動植物、地質、水質、大気等の自然科学的研究および歴史、風土、文化遺産等の社会・人文科学的研究を中心とする活動
- (3) 芸術的野外活動：自然環境を題材にした絵画、写真、作詞、作文、作曲、演劇等の創作や鑑賞を中心とする活動

また、ダーストとアームストロング(1980)¹³⁾は、危険の程度によって野外活動を次のように分類している。

- (1) ロー・リスクの野外活動：フィッシング、ピクニック、ネイチャー・ウォーク、アウトドア・フォトグラフィ、サイクリング、ファミリー・キャンピング、オリエンテーリング、アイススケATING等の危険を伴わない活動
- (2) ミディアム・リスクの野外活動：バック・パッキング、スウィミング、ホースバック・ライディング(乗馬)、クロス・カントリー・スキーイング、スノーシューイング(かんじき歩行)、ハンティング、ボーティング等の中程度の危険を伴う活動
- (3) ハイ・リスクの野外活動：スカイ・ダイビング、ハング・グライダー、ロック・クライミング、マウンテニアリング、ウィンター・キャンピング、スペランキング(洞窟探検、ケーヴィング)、ホワイト・ウォーター・カヌーイング、チュービング(自動車等のインナーチューブを浮きとして利用する川下りなど)、カヤッキング、セイリング、スクーバ・ダイビング、スキン・ダイビング等の非常に大きな危険を伴う活動

これらの分類の例において、登山が必ずしも身

体運動のみのために行われる活動ではないように^{註4)}、また、フィッシングが必ずしもロー・リスクの活動ではないように、さまざまな活動内容と活動環境の複雑な組み合わせで行われる野外活動では、個々の活動を分類の1項目のみに位置付けることは困難であり、分類は飽くまで便宜的で概括的なものである。しかし、社会体育指導要項発行から40年以上、スポーツ振興法施行から30年以上が経過した現在、野外活動は身体的活動に限らず知的活動や芸術的活動をも含み、空間は陸域に限らず水域や空域をも含み、季節は無雪期に限らずオールシーズン化して内容の多様化が著しく、すべての野外活動に共通する必須の条件はわずかに「自然環境を背景に行われること」となっている。

3. 環境教育と自然環境

1972年の国連人間環境会議（ストックホルム会議）で採択された人間環境宣言は、原則(1)「環境に関する権利と義務」で「人は、尊厳と福祉を保つに足る環境で、自由、平等および十分な生活水準を享受する基本的権利を有するとともに、…、アパルトヘイト（人種隔離政策）、人種差別、差別的取り扱い、植民地主義その他の制圧および外国支配を促進し、または、恒久化する政策は非難され、排除されなければならない。」と述べている。また、そこでの勧告を受けた1975年の国際環境教育ワークショップ（ベオグラード会議）で採択されたベオグラード憲章は、「人間と環境の均衡と調和ということを満足させ、貧困、飢餓、文盲、汚染、搾取、専制といったものを根本的になくし、世界の資源はすべての人の利益になるように、またすべての人々の生活の質の向上に役立つような開発を進めること」の必要を唱えている。すなわち、これらの宣言と憲章の文言は自然環境のみならず社会環境をも含む広義の環境を対象としている。

一方、人間環境宣言は26項目の原則の中に、(2)「天然資源の保護」、(3)「更新可能な資源」、(4)「野生生物の保護」、(5)「更新不能の資源」、(6)「有害物質の排出規制」、(7)「海洋汚染の防止」

等の自然環境にかかわる事項を多数示している。また、ベオグラード憲章も環境に関する行動の最終目標を「人間と自然の関係、人間と人間との関係を含めて、すべての生態学的関係を改善すること」とし、自然環境とのかかわりが強い事項を中心に示している。すなわち、これらの採決では、環境教育による自然環境のみならず社会環境をも含む人間環境全体の保全と改善を意図しながら、その実現のための具体的な行動の当面の対象としては自然環境が強く意識されていることがわかる。

文部省の「環境教育指導資料」小学校編（1992）および中学校・高等学校編（1991）は、いずれも、「環境は、自然環境と社会環境（文化環境、歴史環境、精神環境などに分けることもある。）に大別することもできるが、むしろ、自然環境と社会環境を含めた総合的な事象として理解すべきであろう。」としながら、地球的規模の環境問題や地域的な環境問題の例として(1)地球温暖化、(2)オゾン層の破壊、(3)熱帯林の減少、(4)酸性雨（霧）、(5)海洋汚染、(6)都市・生活型公害等の自然環境にかかわる事項を多数示している。また、環境庁の「『みんなで築くよりよい環境』を求めて」（1983）は、環境教育の必要性について、「公害問題の発生をもたらしている社会経済の仕組みに目を向け、その構造を環境に配慮したものへと変革していく努力が必要である」、「自然を愛し観察することは文化の形成に深くかかわっており、科学的思考の出発点でもある」、「人間としての行動規範、社会倫理、社会的連帯感を体得し、人間性豊かな人格を形成していくことが肝要である」等としながら、環境教育の理念を、(1)環境資源の有する価値についての認識をはくくむこと、(2)環境モラルを涵養すること、(3)人間活動の環境に及ぼす影響についての認識を徹底すること、(4)人間活動と環境容量との調和について社会的合意の形成を図っていくこと、(5)学習活動を通じ、自主的に実践活動に乗り出し、よりよい環境を築いていくようにすること等として、環境という用語を自然環境の意味に用いている。すなわち、これらの資料でも、環境教育による自然環境のみならず社会環境をも含む人間環境全体の保全と改善を意図しな

がら、その実現のための具体的な行動の当面の対象としては自然環境が強く意識されていることがわかる。

ストックホルム会議は国際的な環境教育の出発点であり(阿部,1996),そこで採択された内容は今日の世界の環境思想のよりどころとされている(福島,1993)。また、ストックホルム会議が政治家、職業外交官を中心とした政治的会議であったのに対して、ベオグラード会議はユネスコが指名した60カ国、96名の環境教育専門家によるワークショップ(研究会)であり、そこで採択された内容は現在も世界の環境教育の指針である(中山,1993)。さらに、文部省の環境教育指導資料は、日本の学校教育における環境教育の公的な指針であり(福島,1993)、「みんなで築くよりよい環境」を求めて」は日本の環境を管掌する環境庁が設置した、学識経験者のグループである環境教育懇談会によってまとめられた報告である。すなわち、世界の環境教育と日本の環境教育に強い影響力をもつこれらの資料から、環境教育は自然環境のみならず、政治、経済、教育、文化、対人関係等の社会環境をも含む人間環境全体を扱うことを前提としながら、当面の行動の主な対象としては自然環境を強く意識して歩みだしたと考えることができる。

4. 環境教育と野外活動

文部省の環境教育指導資料(事例編)(1995)が「体験的な活動を重視した実践事例」のひとつとして野外活動を挙げ、平成7年版環境白書(各論)(1995)が、「環境教育・環境学習一般で、環境保全に関する教育及び主体的な学習を総合的に推進するために連携を図るべき場」として、学校、地域、家庭、職場とともに野外活動を挙げていることは、環境教育の指導者によって野外活動による環境教育的効果が認識されていることを示している。また、大島(1992)が、川や海でのスカイダイビング、パラグライダー、カヌー、乗馬等による環境教育の可能性を期待し、奥田(1992)が、登山、水泳、クロスカントリー、ダイビング等の活動は自然を体験するための極めて効果の高い魅

力ある導入手段であると述べていることは、野外活動の指導者によっても野外活動による環境教育的効果が認識されていることを示している。このように、環境教育と野外活動の両者の指導者によって環境教育的効果を認識される野外活動は、既に昭和20年代から環境教育の一側面である自然保護教育の手段として活用されている(細木,1993)。

寺田(1936)は、五官による認識は非数量的であり、個人差があり、生理的・心理的影響を受けやすいために非科学的傾向があるが、自然界の事物に対する知的経験のもとになる材料は五官を通じて供給されると述べている。また、滝沢(1977)は、非科学的、感覚的な経験は、時々刻々に変化するという瞬間的性質を乗り越えて、その背後にある本質的法則を把握することによって科学的認識へと発展すると述べている。さらに、梅原(1984)は、自然認識のレベルは事実認識、法則認識、観の順に発展し^{11,5)}、これは必ずしも年齢的な発達段階に対応しないと述べている。寺田の五官による認識は梅原の事実認識に相当し、自然環境の直接体験によって得られる自然認識の原初的段階であり、このような自然認識は体験活動、体験学習として、既に環境教育の導入段階で活用されている(田中,1993,山際,1993,河村,1994,山内,1995,吉田,1995)。

文部省の環境教育指導資料は、「…、特に、次の世代を担う幼児児童生徒については、人間と環境とのかかわりについての関心と理解を深めるための自然体験と生活体験などの積み重ねが重要である。…」と述べ、また、大森(1978)は、次代を担う若い世代に的確な自然観を身につけさせることが最も堅実かつ効果的な自然回復の方法であると述べ、いずれも、自然環境の直接体験による自然認識が環境教育の基礎的な部分であることを示している。すなわち、自然環境を背景にすることを必須の条件とする野外活動は、必然的に自然環境を五官で直接体験する機会を提供し、後に科学的自然認識へと拡充発展する自然認識の原初的段階を担うことによって環境教育に貢献できる立場にあり、したがって、野外活動と環境教育との間には自然環境を接点として密接な関連がある。

5. 野外活動に対する環境教育的立場からの指摘

野外活動の内容の多様化、空間の拡大、および活動人口の増加は、自然環境に残置されるゴミ・排泄物、テント設営に伴う溝、キャンプファイアに伴う熱・照明・騒音、レクリエーション・ピークルの多用に伴う有害ガスの排出、自然植生の踏みつけ等による自然環境の汚染や破壊をも拡大させた。これらのことについては野外活動の指導者の間にも自覚と反省が芽生えている（東原, 1993, 飯田, 1995, 大嶽, 1995, 杉原他, 1995）。また、(財)日本レクリエーション協会他の「自然にやさしい野外レクリエーションのすすめ」(1994)は、野外活動の指導者自身が野外活動による自然環境の破壊を指摘し、活動主体の自重を促したうえで、「自然にやさしい」野外活動の方法を解説している。

しかし、このような野外活動の内部からの自発的な改善運動は未だ十分に機能しておらず、野外活動に対する次のような環境教育的立場からの指摘もみられる。

- (1) 「この種の活動は『スポーツ振興法』の範疇に入るものとされたため、体育系の指導者に依るものが主であった。だから学校キャンプでも、あらかじめしつらえられたキャンプ場で、ゲーム、ソング、ダンスそれにスキット、夜のキャンプファイヤー、肝試しなどが中心であった。登山、オリエンテーリングなども行われるが、体育レクリエーションや集団訓練の要素が強く、自然学習や環境教育からは程遠かった。」(柴田, 1993)
- (2) 「…自然を活動の場として利用しながら物理的・生理的な枠内で、保健体育、スポーツ・レクリエーションまたは集団訓練の道場として利用する段階を越えない形のものが多かった。」(柴田, 1993)
- (3) 「…キャンプ場ができ、キャンプが始まって以来、その自然が良くなった試しがなかった。緑は衰退し、水は汚染し、野生鳥獣は姿をひそめ、静謐はそこなわれ、地元の風土は崩壊していった。」(柴田, 1993)

- (4) 「…、ゲーム・ソング・ダンス・キャンプファイヤー型の野外活動が、自然と何のかかわりもなく、いたずらに喧噪で環境破壊的である…」(柴田, 1993)
 - (5) 「かつて、野外活動する青年たちの通りすぎたあとには自然破壊が残されるだけだと陰口をたたかれた。今の元気な中高年層は、山頂をめざすだけに追われている。青年たちと中高年層の行動パターンは異なるが、共通するところがある。それは、自然を征服する対象としか見ていないという点である。」(山岡, 1993)
 - (6) 「日本の野外活動が、スポーツ振興法の枠の中に位置づけられる」ことによって「体育教師がその指導にあたる」こととなり「花が咲いても、鳥が歌っても、ピッピと笛を吹き、スピーカーで大量動員をはかる自然不在のプログラム展開が大真面目に行われた」(柴田, 1994)
 - (7) 「…“保健体育”というものも環境教育とは密接な関係をもつようにおもわれるが、実際にはそれらの教科にそうしたセンスはまったくもられていない。…人間環境の悪化するなかで、環境や健康をどう理解するかという視点はきわめて弱く、環境衛生、病気と健康、レクリエーションなどに関する技術論が、中心になっているように思われる。」(沼田, 1994)
 - (8) 「キャンプが盛んになることは環境への負荷が増加することに他ならない。」(阿部, 1995)
- これらは、野外活動の内容、体育およびスポーツ指導者の指導能力、および教科としての保健体育の内容等に対する環境教育的立場からの率直な疑問であり批判でもある。これは、スポーツ振興法を根拠として野外活動をスポーツとしてとらえるとき、他の多くのスポーツ種目が生涯学習の一環である生涯スポーツとして肯定的に受容される中において特異な状況であり、その特異性の要因を明らかにするためにスポーツとしての野外活動の種目特性を検討してみる。

6. スポーツとしての野外活動の種目特性

ホイジンガ (1968) は、スポーツ競技の主だった形式のひとつでは「力比べやランニング競走自体が眼目である」として競争をスポーツの主要な要素に数えている。また、カイヨワ (1971) は、遊びの基本的カテゴリーを「アゴーン (競争)」、賭け等を含む「アレア (機会)」、物まねや変装等を含む「ミミクリ (模擬)」、回転木馬やブランコ等を含む「イリンクス (眩暈)」に分け、イリンクスの範疇に収められたスキー、登山等の一部のスポーツを除くスポーツ競技一般を「筋肉の性格のアゴーン」としてアゴーンの範疇に位置付けている。このように、スポーツの定義では「遊戯・体育・スポーツを包含している身体運動と競争とは切り離せない関係にある」(宇土, 1970) との立場に立って勝敗 (競争) をその本質的な特徴とするものが多い (片岡, 1992)。

一方、マッキントッシュ (1970, 1991) は、水泳、自転車、ハイキング、キャンプ等を「克服スポーツ」の範疇に置き、宇土 (1970) は山岳活動を「自然を征服する運動」の範疇に、手軽な野外活動を「活動それ自体を楽しむ活動」の範疇に、それぞれ置いて、いずれも野外活動の中心的存在であるこれらの活動と競争を本質とするスポーツとの間に一線を画している。また、片岡 (1992) は、登山、スキー、および種々のマリンスポーツは勝敗や征服のためではなく、全心身を使って成し遂げることすなわちパフォーマンスによって得られる満足のために行われるとし、同様にサイモン (1994) は、釣りやスキーはスポーツであるが必ずしも競争を伴わず、「競争欲求からではなく、体力づくりのため、仕事を忘れるため、友人関係を楽しむため、野外活動を楽しむために」行われることがあるとしている。すなわち、「一見すると、競争はまさにスポーツの本質」のようではあっても、それがゲームや試合として行われる限り競争的であるが、ゲームや試合であっても競争的側面から行われたり競争を価値づける必要はなく、「スポーツは何らかの身体的なパフォーマンスを卓越化することにこそ本質があるのであって、勝

敗や競争はその装飾であり脚色である」(片岡, 1992) とする立場もある。

スポーツ振興法第2条は、スポーツを「運動競技及び身体運動 (キャンプ活動その他の野外活動を含む)」と規定し、同法第10条 (野外活動の普及奨励) は、野外活動として「心身の健全な発達のために行われる徒歩旅行、自転車旅行、キャンプ活動その他」を例示し、歩く野外活動と自転車をを用いる野外活動を、競歩、自転車競技等の競技名ではなく旅行という普通名詞で表現している。すなわち、スポーツ振興法におけるスポーツは、主として競争を本質として技術的卓越性の向上を追求しスポーツの高度化につながる「運動競技」と、主として楽しさを追求することによってスポーツの大衆化につながる非競争性の「身体運動」に大別され、野外活動はその後者に含まれると考えることができる。

糸野 (1988) による「スポーツの制度化についての概念図式」では、「プレイ」を原点に置き「技術の程度」と「ルールの制度化の程度」を座標軸にとる座標平面の第1象限において、各種スポーツはそれぞれの「程度」に対応した位置を占め、「プロ・スポーツ」は両軸で最も高い値を得て「プレイ」の対極に位置する。この概念図式に、競争性の「運動競技」ではなく非競争性の「身体運動」であるスポーツとしての野外活動を投影すると、技術の程度は「プレイ」が位置する最も低い程度から「プロ・スポーツ」が位置する最も高い程度にまで広範に分布する。また、ルールの制度化の程度については、野外活動全体を包括的にひとつの種目群とみなした場合にも、個々の野外活動種目に着目した場合にも、それらが非競争性の「身体運動」であるため成文化され普遍的に適用されるルールは存在せず、「プレイ」が位置する最も低い程度にとどまる。技術の程度の広範な分布は「身体運動」としてのスポーツに限らず「運動競技」としてのスポーツについても同様にいえることであるが、ルールの制度化の程度が最も低い程度にとどまることは「身体運動」としてのスポーツについてのみいえることである。したがって、スポーツとしての野外活動の種目特性は、

その必須の条件である自然環境を背景とすること以外に、非競争的であるために成文化され普遍的に適用されるルールが存在しないことであると考えられる。

7. スポーツとしての野外活動 に対する法的規制の可能性

菅原(1983)は、スポーツのルールを成文化された明示的ルールとスポーツ精神が体系化された黙示的ルールとに大別し、後者はルールの道徳的・倫理的側面であるとしている。また、守能(1991)は、スポーツのルールの構成要素を、条理的行為規範、刑法的行為規範、行政法的行為規範、組織規範とし、条理的行為規範とは「ルール・ブック中に言葉を用いて具体的な形で盛り込むことは技術的にむずかしいが、各選手がスポーツの場で遵守すべきものと関係者が認めた、暗黙裡の行為規範」であり、菅原の黙示的ルールに相当するとしている。すなわち、黙示的スポーツルールとは成文化されないスポーツの道徳的・倫理的行為規範であると考えることができる。

中村(1991)は、1980年代のゴルフ場建設に伴う環境破壊が、環境破壊のみならずゴルフというスポーツ自体までが反社会的であるとの社会的認識をもたらした事実を鑑み、スポーツに対する法的規制について次のように述べている。すなわち、すべてのスポーツが非日常的時・空間で行われるにもかかわらず、フェアプレー・スピリット、リーダーシップ、モラル、エチケット等は日常的時・空間においても求められ、競技中のルール違反すなわち「場内の違反」と同様に、日常的時・空間におけるルール、モラル、エチケット違反すなわち「場外の違反」も問われ、場外の違反は社会問題化する前に自己規制されなければ法的規制の対象となり政治的・権力的に抑圧・防止される¹⁶⁾。

群馬県谷川岳遭難防止条例(1966)と富山県登山届出条例(1966)は、それぞれの山域に危険地区を設け、登山届の提出を義務付けるとともに期間を限って危険地区への入山の自粛を求め、前者では知事が危険地区の全部又は一部を指定して登

山を禁止することができる¹⁷⁾と定めている。これらの条例は、人命の安全のために十分な配慮をすべきであるという社会常識的な行為規範に違反した登山者の相次ぐ遭難と、救助出動に伴う地元への負荷が契機となって制定されたもので(湯浅,1967,円山,1970)、一部の登山者の場外の違反が自己規制されることなく社会問題化したために、技術の程度が高く遭難の可能性が少ない登山者や時間と空間を限定された学術的活動のための登山者をも含む、登山者全体を対象にした法的規制である(斎藤,1969)。

また、1990年代に入って、富士山麓一帯でのオフロード車乗り入れの制限(1993)、岡山県出崎海岸キャンプ場での車両乗り入れの禁止(1993)、熊本県仰烏帽子山中腹のフクジュソウ群生地での登山道以外への立ち入り禁止(1994)等の措置が相次いで講じられた(環境庁長官官房総務課環境調査官,1995)。これらの措置は小規模で局地的ではあっても、自然環境の保護保全のために十分な配慮をすべきであるという社会常識的な行為規範に違反した野外活動の活動主体による自然環境の破壊が契機となって講じられたもので、一部の活動主体の場外の違反が自己規制されることなく社会問題化したために、自然環境を破壊ではなく保護保全しようとする活動主体や車両を利用することによってのみ自然環境に触れることが可能である特殊な事情をもつ活動主体をも含む、野外活動の活動主体全体を対象にした法的規制である。

すなわち、スポーツとしての野外活動による自然環境の破壊はスポーツの道徳的・倫理的行為規範に対する違反であり、それが自己規制されることなく野外活動の枠を越えて社会的負荷を増大させれば、当該の活動主体のみではなく活動主体全体が法的規制の対象となることがわかる。

8. スポーツとしての野外活動 における環境倫理の必要

都留(1982)は、ベルリ提督によって別して動物愛護の国と評された日本が、以後1世紀の間にワシントン条約の批准と発効の遅れに象徴されるような「野生動物のギャング」になり下がったの

はなぜかと自問し、経済の論理ないしは商業主義が社会的な判断や行動の規準として優先されたことによって、経済的価値に打ち克つだけの自然保護のために必要な規範性が浸食されたためではないかと自答している。また、鶴木(1978)は、人間が生存を継続するためには「ある程度の資源の略奪、自然の破壊」が必要ではあるが「略奪と破壊をどの範囲内で収束せしめたらよいのかという、その限度を認識すること」が肝要であると述べている。野外活動の多くは経済的価値を求めて行われるものではなく、野外活動による自然環境の破壊が経済的価値と規範性ととの不均衡のみに起因すると考えることはできない。しかし、野外活動が環境教育的立場からの多くの批判的指摘の対象とされる実態は、それが自然環境の保護保全のために必要な規範性を欠き、自然資源と自然環境の略奪と破壊が収束すべき許容限度を越えて行われていることを示すものと考えられる。

自然環境を背景とすること以外にスポーツとしての野外活動の種目特性と考えられる、非競争的であるために成文化され普遍的に適用されるルールが存在しないことは、ルールによる時間、空間、用具、ゲーム展開、審判等にかかわる拘束(菅原, 1983)を課さないことによって、老若男女の野外活動へのアクセスを拡大する機能を果たすものと思われる。このことは‘European Sport for All Charter’(1975)の第1条で「全ての個人は、スポーツに参加する権利をもつ。」と主張されるスポーツ権を支援し、また、「生涯にわたって自分自身のライフスタイルにあった運動・スポーツを継続して楽しむこと」(山口, 1989)である生涯スポーツの実践をも継続的に支援して、野外活動の広範な普及のためにかけがえのない特性である。しかし、この特性は活動主体の野外活動における規範意識を希薄にし、自然の略奪と破壊が収束すべき限度を認識させず、野外活動による自然環境の破壊を拡大させた要因でもあると考えられる。

泉谷(1993)は、人類の生存が危ぶまれる今日、地球環境問題は科学技術や環境経済学のみではなく、哲学や倫理を復権させ、価値観を検討し、ライフスタイルを変更して、人間と自然とが共生で

きる道を模索することによって解決されると述べ、社会規範のひとつとしての倫理の復権の重要性を強調している。また、都留(1982)は、「『外部』の自然を無限とみなすことができ、その玄妙ともいべき循環的バランスに従順であったような技術にたよっていた時代には、社会の倫理的側面は、人間と人間とのあいだの関係を律するものとして措定できたが、現在のような宇宙船地球号の時代ともなると、宇宙船の倫理とは、人間と自然とのあいだの関係をも含むものとならざるをえない。」とし、「人間と自然との倫理関係が問題となっているなかで、社会科学も自然科学も共に規範性の導入をせまられている」と述べている。さらに、

(財)日本自然保護協会・尾瀬保護小委員会(1994)は、国立公園における自然保護の考え方について、「『オフロード車・スノーモービル・モーターボートの進入禁止区域を決める』といった形で野外活動に禁止条項を作っていくことだけではなく、積極的な利用指導が同時に必要である。」と述べている^(註7)。これらはいずれも野外活動における自然環境に対する行為規範すなわち環境倫理の必要を示すものと考えられる。

9. 結語

加藤(1991)は、諸氏による環境倫理学の主張を、(1)人格のみならず自然物も最適の生存への権利をもつとする「自然の生存権」、(2)現在世代には未来世代の生存と幸福に対する責任があるとする「世代間倫理」、(3)意志決定の基本単位は個人ではなく地球生態系であるとする「地球全体主義」の3点に要約している。これらは、地球的規模の環境問題に対する政治的・経済的行為をも視野に収めたグローバルな主張であり、スポーツとしての野外活動で主として楽しさを追求する老若男女の行為規範として現実的・具体的なものとは考えにくい。一方、(財)日本自然保護協会・尾瀬保護小委員会(1994)は、自然環境への影響を減少させるために、指定トレール以外への立入り、ゴミ投棄、ラジカセ等音源の持ち込み、ペット動物の同行、服装、靴、トレールでの行動等についての利用者に対するガイダンスの必要を説い

ている。これらは、ローカルではあっても野外活動の活動主体にとって現実的・具体的で実践可能な環境倫理の例であると考えられる。

飯島(1995)は環境社会学の立場から、地球上の世界各国のそれぞれの地域での具体的な環境問題を検討せずに地球環境や環境問題に関する国際関係を語ることは大きな誤りに立ち至りかねないと警告している。このことは、グローバルな地球環境問題への取り組み、すなわち‘Think Globally’の前提としてローカルな地域環境問題への取り組み、すなわち‘Act Locally’が重要であることを示唆している。

すなわち、環境問題の解決が「『かけがえのない地球』に住むすべての生物が生存するための緊急かつ重要な人類共通の課題」(佐島, 1995)である今日、野外活動が社会的批判や法的規制の対象とされることなく健全な生涯スポーツとして存続するための環境教育的課題は、自然環境の略奪と破壊を慎みその回復に貢献することであり、そのためには、地球環境問題が地域環境問題の累積結果であること(飯島, 1995)を理解し、明示的ルールが存在しない野外活動が依拠すべき黙示的ルールのひとつとしての環境倫理を可能な範囲で実践する努力が必要であると考えられる。

注1)同要項は[2]婦人会P.T.Aに適する種目のひとつとして野外運動という用語を用いて、内容として、ハイキング、ピクニック、日帰りキャンピング、もみじ狩、お花見、つくし狩、わらび狩を例示している。

注2)最も一般的な野外活動の分類法であり、新修体育大辞典(1976, 不昧堂)に見られる分類(p.1488)を参考にした。

注3)原文は英語で括弧内は筆者による。

注4)植生調査のための登山、山岳写真撮影のための登山、山岳信仰の宗教活動としての登山等主たる目的が身体運動ではない登山が多数ある。

注5)梅原によれば、事実認識とは感性的な個別認識であり、法則認識とは目的意識的な活動による法則や概念の体系的な獲得であり、観と

は自然を人間や社会に対する認識と結びつけて統一的にとらえる自然観である。

注6)ゴルフ場の自然破壊は直接的にはゴルフ場の開発者、経営者、および投機家の利潤追求の結果であるが(大石1995, 宇沢1995), その商業主義に迎合することによってゴルファーも間接的に荷担しているものと考えられる。

注7)同委員会に、集団施設とトレールにより利用者の行動が十分に管理されている尾瀬の自然が危機的状況に至った第一の原因は、利用者の入山が無制限に行われたことにあるとしている。このことは、踏圧による裸地化や排水の影響による植生の変化等の防止には地域環境容量を越えたオーバーユース自体のコントロールが必要であり、野外活動による自然環境の破壊には活動主体の環境倫理的配慮のみによっては解決できない部分が残ることを示している。

引用文献

- 阿部治, 1995, 環境教育とキャンプ, 現代のエスプリ, Vol.334, p.58.
- 阿部治, 1996, 環境教育の背景・役割・動向, 環境教育推進研究会(編)生涯学習としての環境教育実践ハンドブック, p.16. 第一法規, 東京.
- Caillois, R., 1971, 清水幾太郎・霧生和夫(訳)遊びと人間, pp.19-55. 岩波書店, 東京.
- Darst, P.W. & Armstrong, G.P., 1980, Outdoor Adventure Activities for School and Recreation Programs, p.4. Burgess Publishing, Minneapolis.
- 福島達夫, 1993, 環境教育の成立と発展, pp.124-125, 180. 国土社, 東京.
- 細木邦子, 1993, わが国の環境教育の歩み, 佐島群巳(編)環境問題と環境教育, pp.120-121, 123-125. 国土社, 東京.
- Huizinga, J., 1968, 高橋英夫(訳)ホモ・ルーデンス, pp.32, 326. 中央公論社, 東京.
- 飯田稔, 1995, 海外のキャンプの動向, 現代のエスプリ, Vol.334, p.87.
- 飯島伸子, 1995, 環境社会学のすすめ, pp.209-

213. 丸善株式会社, 東京.
- 泉谷周三郎, 1993, 地球環境と倫理学, pp.51-52. 木鐸社, 東京.
- 環境庁(編), 1995, 環境白書 各論, p.50. 大蔵省印刷局, 東京.
- 環境庁長官官房総務課環境調査官(編), 1995, 全国環境事情, pp.236,383,499. ぎょうせい, 東京.
- 片岡暁夫, 1992, 序論—スポーツ倫理学の課題, 体育原理専門分科会(編)スポーツの倫理, pp.22-23,55. 不昧堂書店, 東京.
- 加藤尚武, 1991, 環境倫理学のすすめ, pp.vi,1-12. 丸善株式会社, 東京.
- 河村龍式, 1994, 実践で生きる環境教育, pp.102-109. 大日本図書, 東京.
- 糸野豊, 1988, スポーツ, 森川貞夫・佐伯聡夫(編著)スポーツ社会学講義, pp.91,159. 大修館書店, 東京.
- Mackintosh, P., 1970, 飯塚鉄雄・石川旦・竹田清彦(訳)スポーツと社会, p.44. 不昧堂書店, 東京.
- Mackintosh, P., 1991, 寺島善一・岡尾恵市・森川貞夫(編訳)現代社会とスポーツ, p.57. 大修館書店, 東京.
- 円山雅也, 1970, 人命軽視の風潮と山岳遭難, 岩と雪, Vol.18, p.41.
- 文部省, 1951, 社会体育指導要項, 木下秀明(監)戦後体育基本資料集第9巻, pp.28-29. 大空社, 東京.
- 文部省(著作権所有), 1991, 環境教育指導資料(中学校・高等学校編), pp.2,5. 大蔵省印刷局, 東京.
- 文部省(著作権所有), 1992, 環境教育指導資料(小学校編), pp.2,5. 大蔵省印刷局, 東京.
- 文部省(著作権所有), 1995, 環境教育指導資料(事例編), pp.82-92. 大蔵省印刷局, 東京.
- 守能信次, 1991, スポーツとルールの社会学, pp.57-85,107-144. 名古屋大学出版会, 名古屋.
- 中村敏雄, 1991, スポーツルールの社会学, pp.109,111-126,142. 朝日新聞社, 東京.
- 中山和彦, 1993, 世界の環境教育とその流れ, 佐島群巳・中山和彦(編)世界の環境教育, pp.8,18-19,27,181. 国土社, 東京.
- 沼田真, 1994, 環境教育論, pp.7-8. 東海大学出版会, 東京.
- 大石真人, 1995, 森林破壊と地球環境, pp.133,186-187. 丸善株式会社, 東京.
- 奥田直久, 1992, スポーツ・レクリエーション施設群, 清里環境教育フォーラム実行委員会(編)日本型環境教育の「提案」, pp.110-111. 小学館, 東京.
- 大森暢之, 1978, 環境教育研究会の発足に際して, 環境教育研究 Vol.1, p.1.
- 大島順子, 1992, スポーツ・レクリエーション施設群, 清里環境教育フォーラム実行委員会(編)日本型環境教育の「提案」, pp.41. 小学館, 東京.
- 大嶽隆, 1995, キープ協会と環境教育キャンプ, 現代のエスプリ, Vol.334, p.156.
- 斎藤一男, 1969, 県条例の現況と将来, 第Ⅱ次RCC(編)現代アルピニズム講座6 岩と雪の遭難対策, p.32. あかね書房, 東京.
- 佐島群巳, 1995, わが国の環境教育の変遷 「公害学習」から「環境学習」へ, 水越敏行・木原俊行(編著)新しい環境教育を創造する, pp.3,21. ミネルヴァ書房, 東京.
- 柴田敏隆, 1993, 環境教育と自然教育, 佐島群巳(編)環境問題と環境教育, pp.147-149,153. 国土社, 東京.
- 柴田敏隆, 1994, 野外活動と環境教育, キャンピング, Vol.45, p.2.
- Simon, R. L., 1994, 近藤良享・友添秀則(代表訳)スポーツ倫理学入門, p.24. 不昧堂書店, 東京.
- 菅原禮, 1983, スポーツとスポーツ・ルール, 菅原禮(編著)スポーツ規範の社会学, pp.49-72,258-269. 不昧堂書店, 東京.
- 杉原正・飯田稔・秋山胖・森井利夫, 1995, 座談会「キャンプの魅力」, 現代のエスプリ, Vol.334, p.36.
- 滝沢武久, 1977, 子どもの思考と認識, p.224. 童心社, 東京.

- 田中実, 1993, 自然認識と環境教育, 大田堯(責任編集) 学校と環境教育, pp.70-80. 東海大学出版会, 東京.
- 寺田寅彦, 1936, 寺田寅彦全集 文学編, pp.227-228, 252. 岩波書店, 東京.
- 東原昌郎, 1993, 野外教育における環境教育に関する一考察, 東京学芸大学紀要, 5-45, p.169.
- 都留重人, 1982, 環境教育一何が規範か, pp.10, 48. 岩波書店, 東京.
- 内海和雄, 1993, 戦後スポーツ体制の確立, pp.67, 116, 124, 129, 138-139. 不昧堂書店, 東京.
- 宇土正彦, 1970, 運動の分類論, 岸野雄三他(編) 序説運動学, pp.75-79, 215. 大修館書店, 東京.
- 鶴木圭治郎, 1978, 自然保護の哲学, 信州大学教養部自然保護講座(編) 続自然保護を考える, p.300. 共立出版, 東京.
- 梅原利夫, 1984, 自然認識の発達と人格の形成, 梅原利夫・志摩陽伍(編著) 自然認識の発達と人格の形成, pp.14-19. 新生出版, 東京.
- 宇沢弘文, 1995, 地球温暖化を考える, pp.100-101. 岩波書店, 東京.
- 山極隆, 1993, 環境教育の重要性, 佐島群巳(編) 環境問題と環境教育, pp.108-109. 国土社, 東京.
- 山口泰雄, 1989, 生涯スポーツの理論とプログラム, pp.1-14. 鹿屋体育大学, 鹿児島.
- 山岡寛人, 1993, 自然とのつきあい方とは, 山岡寛人他(著) 新環境教育のとびら(下), p.158. 日本書籍, 東京.
- 山内祐平, 1995, 環境教育におけるメディア利用の課題, 水越敏行・木原俊行(編著) 新しい環境教育を創造する, pp.114-117. ミネルヴァ書房, 東京.
- 吉田貞介, 1995, 環境教育のカリキュラム開発, 水越敏行・木原俊行(編著) 新しい環境教育を創造する, pp.30-33. ミネルヴァ書房, 東京.
- 湯浅道男, 1967, 登山規制条例の違憲性, 岩と雪 Vol. 9, pp.222-223.
- (財) 日本レクリエーション協会他(編著), 1994, 自然にやさしい野外レクリエーションのすすめ, pp.104. 日本レクリエーション協会, 東京.
- (財) 日本自然保護協会, 1994, NACS-J報告書78号 尾瀬の自然保護と利用のあり方, pp.42, 52-53. (財) 日本自然保護協会, 東京.